

かがやく渋谷

渋谷区議会自由民主党議員団

区民の安全で快適な住環境の確保のために!

自民党議員団は全力で取り組みます



政府は、2020年に訪日外国人観光客数4000万人、消費額8兆円の目標を掲げ、増加するインバウンドの受け皿として平成29年6月に『住宅宿泊事業法(民泊新法)』を成立させました。それを受け渋谷区でも、本年第1回定例会で、本区の実情に即した『渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例』を可決成立しました。

本条例では、「区民の生活環境への悪影響の防止及び子どもが安心して安全に生活できる環境の確保を図る」とともに、「住宅宿泊事業を通じて、区民及び事業者と国内外からの観光客との文化交流を促進し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資すること」をその目的として第1条に掲げています。

区民の安全・安心のために事業者の責務を強化

本年6月15日から民泊条例施行

『ヤミ民泊』の潜在化防止を強化

一方で、全国では民間の民泊仲介サイト上の掲載件数が6万件を超える中、3月15日から受付が開始された正式な登録の届出はわずか724件、本区においても6月15日までの約3か月間での業者届出件数は113件に留まっています。届出をしない、いわゆる『ヤミ民泊』では、その事業者が責務として課せられているゴミや廃棄物の適正な処理、騒音など周辺の生活環境への悪影響の防止、適正な管理などの措置を怠る恐れがあります。

我が会派では、こうした『ヤミ民泊』を潜在化させないよう、コールセンターによる区民からのクレーム対応や衛生監視員による巡回調査の強化に加え、立入権限を行使しての監視指導や是正勧告など、様々な手法を用いて住民の不安の解消と地域の生活環境の確保に努めるよう強く提言しました。

住宅宿泊事業法(概要)

1 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 都道府県知事への届出が必要
- ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

2 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置の実施と1-②の措置の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

3 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

住宅宿泊業法(民泊)とは…!?



「住宅宿泊事業法」に基づき、宿泊料を受けて年間180日(180泊)まで住宅に人を宿泊させる事業です。

民泊の事業を行うためには届出が必要です。(届出済ステッカーを提示!)



近隣の民泊でお困りの場合

騒音やごみなど、迷惑行為がある時は!
・民泊住宅の標識に記載された管理業者の緊急連絡先
・事前周知の書面に記載された事業者の緊急連絡先に連絡してください。

連絡しても改善がない場合!
下記 渋谷区民泊コールセンターに連絡してください。

渋谷区 民泊コールセンター
電話 03-3463-3179(月曜日～金曜日 9時～17時)
(祝日・休日、年末年始を除く)

